

こんにちは 家畜保健衛生所です

H27. 12

年末・年始・春節が近づいてきました

口蹄疫や鳥インフルエンザを国内に入れないために

我が国の近隣諸国においては、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生が続いています。中国、韓国、台湾では今年、口蹄疫の発生が確認されており、高病原性鳥インフルエンザに関しても、今秋以降の発生が確認されています。

これから年末・年始及び春節を迎えるに当たり、人・物の移動が盛んになることが見込まれることから、これらの疾病が国内に侵入するおそれが高まるため、十分な注意が必要です。

つきましては、今一度 飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、特に下記の事項に留意するようお願いいたします。

海外への渡航はできる限りやめましょう

海外に行ったときには

- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないで下さい。
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らないで下さい。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けて下さい。
- ④ 帰国後一週間は、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないで下さい。
- ⑤ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講じて下さい。



海外の畜産関連施設からの郵便物等は極力受け取らないようにしましょう

やむを得ず衛生管理区域に持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講じて下さい。

衛生管理区域にはできるだけ用事のない人や必要のない物を入れないようにしましょう

やむを得ず立ち入りや物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じて下さい。

口蹄疫を疑う症状があれば、すぐに連絡を！

平日は	家畜保健衛生所業務第一課	0743-59-1700
	家畜保健衛生所業務第二課	0745-62-2440

※つながらなければ、県庁守衛室(0742-22-1001)にお願いします。

下記の①②③いずれかの症状を発見しましたら、遅滞なく家畜保健衛生所へ通報して下さい。

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合

① 次のいずれにも該当すること。

イ 39.0℃以上の発熱

ロ 泡沫性のよだれ、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止

ハ 口腔内等(※1)に水疱等(※2)がある

※1 口腔内等:口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等:水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕(外傷に起因するものを除く)

② 同一の畜房内において、複数の家畜の口腔内等に水疱等がある

③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡する

※ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、このかぎりではない。

鳥インフルエンザを疑う症状があれば、すぐに連絡を！

平日は	家畜保健衛生所業務第一課	0743-59-1700
	家畜保健衛生所業務第二課	0745-62-2440

※つながらなければ、県庁守衛室(0742-22-1001)にお願いします。

異常を発見しましたら、遅滞なく家畜保健衛生所へ通報して下さい。

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の場合

- 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が最近の21日間の平均

死亡率の2倍以上となった場合

※ ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

- 5羽以上の家きんがまとまって死亡している、又はうずくまっている場合

- 複数の鶏の「とさか」などが青っぽくなり、元気がなく、産卵率が低下した場合